

(別添)

専門医認定支援事業実施要綱

1. 目的

新たな専門医の仕組みについては、平成25年4月に取りまとめられた「専門医の在り方に関する検討会」の報告書において、新たに中立的な第三者機関を設け、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的行うこととされている。

この事業は、新たな専門医の仕組みが円滑に構築されるよう、研修を行う医療機関に対する専門医の養成プログラムの作成支援及び専門医に関する情報システム開発等の支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上や医療提供体制の改善を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

(1) 専門医の養成プログラムの作成

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

(2) 専門医に関する情報システム開発等

一般社団法人日本専門医機構

3. 事業の内容

(1) 専門医の養成プログラムの作成

新たな専門医の仕組みにおける専門医の養成プログラムの認定基準を踏まえた、地域医療に配慮した以下に示すいずれかの専門医の養成プログラムの作成を行う。

① 総合診療専門医の養成プログラム

② 初期診療が地域で幅広く求められる診療領域で都市部と地域をローテーションする内容の養成プログラム

※養成プログラムを作成する研修を行う医療機関は、都道府県（地域医療支援センター等）と連携しつつ、指導体制等の研修の質を確保した上で、地域の協力病院等で病院群を構成すること。

(2) 専門医に関する情報システム開発等

新たな専門医の仕組みを構築するために、以下に示す活動等を行う。

- ① 専門医の質や分布等を把握するための専門医等に関するデータベースを管理するためのシステムの開発
- ② 新たな専門医の仕組みについての認識を深めるためのシンポジウム等の開催及びパンフレット等の発行
- ③ 研修を行う医療機関ごとの専門医の養成プログラム認定のための訪問調査等の実施
- ④ 訪問調査を担当するサーベイヤーを養成するための講習会等の開催

4. 経費の負担

事業の実施主体が、本要綱に基づいて実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」に基づき、予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。

5. その他

- (1) 医政局長は、必要に応じ上記3.(2)①の管理システムの情報を求めることができるものとする。
- (2) その他、本事業の実施にあたり必要な事項については、医政局が別に定めることがある。